

(保 92)

平成 27 年 9 月 8 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 354 号）が平成 27 年 8 月 31 日に告示され、同日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」に「パノビノスタット乳酸塩」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件  
(厚生労働省告示第 354 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について  
(平 27.8.31 保医発 0831 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (厚生労働一三三)

〔告 示〕

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示  
〔内閣府・文部科学・厚生労働一〕  
○ 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件 (厚生労働三五二)  
○ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同三五二)

○ 幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
〔内閣府・文部科学・厚生労働六〕

〔府令・省令〕

○ 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令 (総務七三)  
○ 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 (同七四)

〔省 令〕

○ 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令 (文部科学二九)

○ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者 (同三五八)

○ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同三五九)

○ 福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件 (環境一〇七)

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

外国監査法人等、基本測量関係事項  
関係

裁 判 所

免責関係  
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本芸術文化振興会平成二十五年年度財務諸表、平成二十六年年度・事業年度財務諸表(独立行政法人産業技術総合研究所・独立行政法人日本貿易振興機構・国立研究開発法人港湾空港技術研究所)、平成二十六年年度・事業年度決算等(北海道旅客鉄道株式会社・四国旅客鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・社会保険診療報酬支払基金・農林漁業団体職員共済組

合・農水産業協同組合貯金保険機構・全国農業会議所)、東日本高速道路株式会社工事開始、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係

地方公共団体

行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

○厚生労働省告示第三百五十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第二項本文並びに第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十第一号中「及びエタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）を「エタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）及びアスホターゼアルファ製剤」に改め、同第二号（ハ）中「及びエクリラ四〇〇mgシエヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）を「エクリラ四〇〇mgシエヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）及びハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」に改める。

別表第3に次のように加える。

品名	第五部 外 用 薬 規 格 単 位	(2)
オナネジン液1.5%消毒用アクリケータ10mL	1.5%10mL 1管	
オナネジン液1.5%消毒用アクリケータ25mL	1.5%25mL 1管	
オナネジン消毒液1.5%	1.5%10mL	

○厚生労働省告示第三百五十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第九中「pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」を「pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の1900から1912までの項中	5あり	ホルテゾニン、レナリフェニド、水和物、ホテゾニド、レナリフェニド	を	5あり	ホルテゾニン、レナリフェニド、水和物、ホテゾニド、レナリフェニド、ホテゾニド、レナリフェニド、水和物、ホテゾニド、レナリフェニド
-------------------	-----	----------------------------------	---	-----	--

「レナリフェニド、ホテゾニド、水和物」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表一の26の項を次のように改める。

26 タラホリン（平成25年9月20日に、日薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたもの及び平成27年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	010010xx01x00x
	010010xx01x01x
	010010xx01x10x
	010010xx01x2xx
	010010xx01x3xx
	010010xx97x00x
	010010xx97x01x
	010010xx97x1xx
	010010xx97x3xx
	060010xx01x3xx
060010xx01x4xx	
060010xx02x3xx	
060010xx02x40x	
060010xx02x41x	
060010xx97x3xx	
060010xx97x40x	
060010xx97x41x	
060010xx99x30x	
060010xx99x31x	
060010xx99x40x	
060010xx99x41x	

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第354号）が平成27年8月31日に告示され、同日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

## 記

### 1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」を別紙のとおり改める。

### 2. 改正の概要について

「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」のうち手術・処置等2の5に「パノビノスタット乳酸塩」を追加する。

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重		手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病		重症度等				
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コード	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	フラグ	重症度等
13	0040	多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物	フルデンストレーム<Waldenstrom>マクログロブリン血症	C880			手術なし	99	99	手術なし					5	10	パノビノスタット乳酸塩		1	2	胸椎、腰椎以下骨折損傷(胸・腰髄損傷を含む。)	160690			
			アルファH(重)鎖病	C881			手術あり	97	97	手術あり					5	10	ボルテゾミブ		1	2	敗血症	180010			
			ガンマH(重)鎖病	C882											5	10	ボマリドミド								
			免疫増殖性小腸疾患	C883											5	10	レナリドミド水和物								
			その他の悪性免疫増殖性疾患	C887											4	9	サリドマイド								
			悪性免疫増殖性疾患、詳細不明	C889											3	8	化学療法ありかつ放射線療法なし								
			多発性骨髄腫	C900											2	6	放射線療法								
			形質細胞白血病	C901											1	5	血漿交換療法	J039							
			形質細胞腫、髄外性	C902											1	3	人工腎臓 その他の場合	J0383							
															1	2	中心静脈注射	G005							
															1	1	人工呼吸	J0453							